

『くじら山』の緑を考える会 会則（改定版）

【名称】

第1条 本会は、『くじら山』の緑を考える会」と称し、事務局を代表の定めるところに置く。

【目的】

第2条 本会は東京都町田市本町田字二号 249 番及び同南大谷字十九号 1655 番周辺（通称・くじら山）を中心とした緑及び湧水、動植物などの自然環境を保全、再生し、もって後世により良い環境を提供する事を目的とする。

【会員】

第3条 本会は、第2条の目的及び事業の趣旨に賛同するものをもって会員とする。

【事業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) くじら山の環境に関する普及啓発を行うこと
- (2) くじら山の保全、再生に向けた検討、活動を行うこと
- (3) 行政など、関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 請願・陳情に関すること
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

【役員】

第5条 本会に次の役員をおく。代表1名、副代表2名、会計1名

【役員を選出】

第6条 役員は、総会において会員の互選により選出する。

【役員任期】

第7条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

【役員任務】

第8条 代表は、本会を代表して会務を掌る。

- 2 副代表は代表を補佐し、代表に事故がある時、又は欠席の時はその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を担う。

【顧問及び相談役】

第9条 本会に、顧問及び相談役をおくことができる。

- 2 顧問及び相談役は、代表が会員にはかりこれを推薦する。

【管理活動グループ】

第10条 本会に管理活動グループをおく。

- 2 管理活動グループは「本町田くじら山湧き水公園」における公益的の市民活動及び湧水施設の維持管理活動を行う。

- 3 管理活動グループの構成員は、本会員のなかから前項の活動に参加する意思があるものを別途名簿登録する。
- 4 管理活動グループ構成員の名簿を、保険登録など必要に応じて行政等に提出する際は、構成員本人に確認を行うものとする。
- 5 管理活動グループの構成員は自己の意思により可能な範囲で本条第2項の活動に参加する。なお、管理活動グループの構成員以外のものが本条第2項の活動を行うことを妨げるものではない。

【総会】

第11条 総会は年1回代表が招集して開催する。ただし、代表が必要と認めたときは臨時総会を開催する。

2 総会は、会員の総意を民主的に反映する機関として、次の事項を審議する。

- (1) 会則の改廃及び役員を選出
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告、収支決算及び監査報告の承認
- (3) その他の重要事項

【役員会】

第12条 役員会は、代表が必要と認める都度これを招集する。

【会計】

第13条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、当面の間、無料とする。

【事業年度】

第14条 本会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

【その他】

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は役員会の議を経て、代表が定める。

附 則

本会則は、平成25年6月2日より施行する。

改 定

- ・ 平成30年1月28日総会において第2条を一部改定、第9条の次に第10条【管理活動グループ】を挿入し、以下各条をそれぞれ一条ずつ繰り下げた。
- ・ 平成30年7月28日臨時総会において第1条を一部改定し、会の名称を「くじら山の緑を考える会」から「『くじら山』の緑を考える会」に改定し、表題を一部改定し、また、第2条を一部改定した。
- ・ 令和元年6月15日臨時総会において第2条及び第14条を一部改定した。